

一般不妊治療費(人工授精)助成事業 市町村受付窓口一覧 (R6(2024).9.1時点)

※年齢要件・居住要件のほかにも要件がありますので、詳しく各市町村にお尋ねください。

市町村名	受付窓口	受付窓口住所	受付窓口 電話番号	年齢要件	居住要件	ホームページURL
01熊本市	中央区役所保健こども課	熊本市中央区手取本町1-1	096-328-2419	治療開始の初日における妻（パートナー）の年齢が41歳未満である夫婦	夫又は妻（パートナー）のいずれかが、本市の住民基本台帳に記載されている方	https://www.city.kumamoto.jp/hp/Kiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=25131&class_set_id=1&class_id=13
	東区役所保健こども課	熊本市東区東本町16-30	096-367-9134			
	西区役所保健こども課	熊本市西区小島2丁目7-1	096-329-1147			
	南区役所保健こども課	熊本市南区富合町清藤405-3	096-357-4135			
	北区役所保健こども課	熊本市北区植木町岩野283-1	096-272-1128			
02八代市	八代市健康推進課(市役所2階 10番窓口)	八代市松江城町1-25	0965-33-5116	治療期間の初日における妻(パートナー)の年齢が4 1 歳未満であること	助成金の治療開始から申請日までの間、夫婦のいずれか一方が、八代市に住民登録があり、申請日から八代市に1年以上継続して居住する意思があること	https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji/00315044/index.html
03人吉市	人吉市役所 健康福祉部 保健センター 健康増進係	人吉市西間下町118番地1	0966-24-8010	治療開始日における妻の年齢が41歳未満であること	夫婦のいずれかが申請日の1年以上前から人吉市に住所を有し、かつ居住していること	https://www.city.hitoyoshi.lg.jp/shisei/zaisei/hojyokin/37869
04荒尾市	荒尾市こども家庭センター（すこやか未来課 保健センター）	荒尾市増永6 3 2 番地	0968-63-1153	治療期間の初日における妻の年齢が4 1 歳未満であること	人工授精の開始日から申請日までの間、夫婦（事実婚を含む）の両方かどうかがかが市内に住民登録があること	https://www.city.arao.lg.jp/kenko/kenko/hahako/page14007.html ☒
05水俣市	水俣市保健センター（水俣市いきいき健康課）	水俣市牧ノ内3 番 1 号	0966-63-3202	治療開始初日における妻の年齢が4 1 歳未満であること	夫及び妻の両方又はいずれか一方が、水俣市に住所を有し、かつ居住している者で今後も居住予定であること	https://www.city.minamata.lg.jp/kiji/0031656/index.html
06玉名市	玉名市役所 保健予防課（玉名市保健センター）	玉名市岩崎1 3 3	0968-72-4188	治療期間の初日における妻の年齢が4 1 歳未満であること	夫婦の両方または、一方が玉名市に住民登録があること	https://www.city.tamana.lg.jp/q/aviiew/483/28665.html
07天草市	天草市役所健康増進課	天草市浄南町4-15	0969-22-0404	保険診療であれば年齢の要件はありません。	夫婦のいずれか一方が天草市において、住民基本台帳法（昭和4 2 年法律第8 1 号）第6 条の規定による住民基本台帳に記載されていること	https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0039468/index.html
08山鹿市	山鹿市役所健康増進課	山鹿市中5 7 8 番地	0968-43-0050	治療日における妻（パートナー含む）の年齢が43歳未満である夫婦	夫または妻（パートナー含む）のどちらかが山鹿市の住民基本台帳に1年以上記載されている夫婦	https://www.city.yamaga.kumamoto.jp/kosodate/kiji0031214/index.html
09菊池市	菊池市役所 健康推進課☒	菊池市隈府888番地	0968-25-7219	治療期間の初日における妻の年齢が41歳未満であること	治療を受けた日から申請を行う日までの間、夫婦いずれかが継続して市内に住所を有し、かつ居住していること	https://www.city.kikuchi.lg.jp/article/view/1045/146.html
10宇土市	宇土市健康づくり課	宇土市浦田町5 1	0964-27-4428	一般不妊治療を開始した日において、妻の年齢が41歳未満であるもの	夫婦のいずれかが、治療開始日及び申請日時点で宇土市の住民基本台帳に記載されていること	https://www.city.uto.lg.jp/article/view/1072/5248.html
11上天草市	上天草市役所 健康づくり推進課 母子保健係	上天草市松島町合津7915番地1	0969-28-3376	一般不妊治療の治療計画を作成した日における妻の年齢が41歳未満の夫婦である方等	夫婦のいずれかが申請を行う日の1年以上前から上天草市に住民票がある方等	https://www.city.kamiamakusa.kumamoto.jp/q/aview/369/17789.html
12宇城市	宇城市役所 福祉部こどもセンター	宇城市不知火町高良2273番地1	0964-33-1118	一般不妊治療を開始した日において妻の年齢が41歳未満であること。	治療日において法律上の婚姻をしており、夫婦のいずれかが宇城市の住民基本台帳に記載されていること 申請日において夫婦又はいずれかが1年以上市内に居住していること	https://www.city.uki.kumamoto.jp/kosodate/sonota_kosodate/2399058
13阿蘇市	阿蘇市役所健康増進課	阿蘇市一の宮町宮地504番地1	0967-22-5088	治療開始の初日において、妻の年齢が43歳未満であること。	夫又は妻のいずれかが、本市の住民基本台帳に1年以上記録されていること	https://www.city.aso.kumamoto.jp/citizens/health_medical_welfare/insurance_of_adult/funin_fuiku_support/
14合志市	こども家庭課 母子保健班 合志市総合センター「ヴィーブル」内	合志市福原2 9 2 2 番地	096-248-1173	治療期間の初日における妻の年齢が41歳未満であること。	一般不妊治療を受けた日から申請日までの間、夫婦のいずれかが継続して合志市に住民登録があり、かつ、居住していること	https://www.city.koshi.lg.jp/kiji00321464/index.html
15美里町	こども応援課こども応援係	下益城郡美里町佐俣338番地（湯の香苑内）	0964-42-6550	治療期間の初日における妻の年齢が41歳未満であること。	治療期間中及び申請日までの間、夫婦のいずれか一方が美里町に住所を有する者であること	https://www.town.kumamoto-misato.lg.jp/soshiki/kodomo_1/1/15/2/501.html
16玉東町	玉東町役場 保健こども課	玉名郡玉東町大字木葉7 5 9 番地	0968-85-3135	年齢制限なし	・夫または妻が、助成金の交付を申請した日を基準日として、当該基準日前1年以上、玉東町に住所を有していること	https://www.town.gyokuto.kumamoto.jp/kiji0031237/index.html
17和水町	和水町役場保健子ども課	玉名郡和水町江田3886番地	0968-86-5730	治療期間の初日における妻の年齢が41歳未満であること	人工授精を受けた日から申請日までの間、夫婦のいずれかが継続して和水町の住民基本台帳に登録があること	https://www.town.nagomi.lg.jp/soshiki/hoken/kurashi/3_3454
18南関町	南関町役場 福祉課 こども未来推進室	玉名郡南関町大字関町6 4 番地	0968-57-8553	治療期間の初日における妻の年齢が4 1 歳未満である夫婦	人工授精を受けた日から申請日までの間、夫婦又は夫婦のいずれか一方が継続して南関町内に住民登録がある夫婦	https://www.town.nankan.lg.jp/kenko/iryo/sonota/page2410.html
19長洲町	長洲町役場 福祉保健介護課 保健センター（すこやか館）	玉名郡長洲町大字長洲2773-5	0968-78-7171	治療期間の初日における妻の年齢が41歳未満であること。	夫及び妻の両方又はいずれか一方が、長洲町に住所を有し、かつ、居住している者であること	https://www.town.nagasu.lg.jp/kiji0037149/index.html
20大津町	大津町役場健康保険課母子保健係（大津町子育て・健診センター1 階）	菊池郡大津町大津1 1 5 6－3	096-294-1075	治療期間の初日における妻の年齢が4 1 歳未満である。	一般不妊治療を受けた日から申請日までの間、夫婦のいずれかが継続して大津町に住民登録があり、かつ、居住している	https://www.town.ozu.kumamoto.jp/site/kosodate/1252.html
21菊陽町	菊陽町役場 健康・保険課	菊池郡菊陽町大字久保田2 8 0 0 番地	096-232-4912	治療期間の初日における妻の年齢が4 0 歳以下である	一般不妊治療を受けた日から申請日までの間、夫婦のいずれかが継続して菊陽町に住民登録があり、かつ居住している	https://www.town.kikuyo.lg.jp/kiji0034287/index.html
22南小国町	南小国町役場 町民課	阿蘇郡南小国町大字赤馬場1 4 3	0967-42-1113	助成を受けようとする治療期間の妻の年齢が4 3 歳未満であること。	夫婦共に南小国町に住民票を有していること	https://www.town.minamioguni.lg.jp/kosodate/boshi-hoken-jigyo/boshi-hoken-jigyo.html
23小国町	小国町役場福祉課	阿蘇郡小国町宮原1567番地1	0967-46-2116	助成を受けようとする治療期間の妻の年齢が43歳未満であること。☒	夫婦ともに小国町に住所を有していること	https://www.town.kumamoto-oguni.lg.jp/q/aview/188/131.html ☒

一般不妊治療費(人工授精)助成事業 市町村受付窓口一覧 (R6(2024).9.1時点)

※年齢要件・居住要件のほかにも要件がありますので、詳しく各市町村にお尋ねください。

市町村名	受付窓口	受付窓口住所	受付窓口 電話番号	年齢要件	居住要件	ホームページURL
24産山村	健康福祉課	阿蘇郡産山村大字山鹿4 8 8 番地3	0967-25-2212	検査及び治療期間の初日における妻の年齢が4 3 歳未満であること	夫及び妻の両方又はいずれか一方が産山村に住所を有し、かつ居住している者で今後も居住予定であること	https://www.ubuyama-v.jp/section/JoureiV5HTMLContents/
25高森町	高森町役場 住民福祉課	阿蘇郡高森町大字高森2168番地	0967-62-2911	・妻の年齢が43歳未満であること	夫婦共に当町に住民票がある夫婦	https://www.town.takamori.kumamoto.jp/chosha/fukushi/2022/06/post-166.html
26南阿蘇村	南阿蘇村役場子育て支援課	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽1 7 0 5 番地1	0967-67-2715	妻の年齢が43歳に達した年度末までであること	夫婦又はいずれか一方が南阿蘇村に住所を有し、かつ居住していること	https://www.vill.minamiaso.lg.jp/kiji003826/index.html
27西原村	西原村役場保健衛生課	阿蘇郡西原村大字小森3259	096-279-4397	治療費助成の申請日における妻の年齢が41才未満である夫婦	治療を受けた日から申請日までの間、夫婦（事実婚を含む）いずれかが継続して西原村に住民登録があること	https://www.vill.nishihara.kumamoto.jp/kiji003528/imdex.html
28御船町	御船町役場 健康づくり保険課 健康推進係	上益城郡御船町御船995-1	096-282-1602	治療開始における妻の年齢が41歳未満である夫婦	治療を受けた日から、申請日まで継続して夫婦ともに御船町に住所がある	https://www.town.mifune.kumamoto.jp/page5825.html
29嘉島町	町民保険課	上益城郡嘉島町上島5 3 0	096-237-2574	治療期間の初日における妻（パートナー）の年齢が41歳未満であること	申請日に夫婦両方が嘉島町に住所を有していること	https://www.town.kumamoto-kashima.lg.jp/q/aview/102/2072.html
30益城町	益城町役場 健康保険課 健康増進係	上益城郡益城町惣領1470 （益城町保健福祉センター）	096-234-6123	年齢制限なし	不妊治療を受けた日から申請日まで夫婦、またはどちらか一人の住所が益城町にあり、実際に住んでいること	https://www.town.mashiki.lg.jp/kiji0035324/index.html
31甲佐町	甲佐町役場健康推進課（甲佐町総合保健福祉センター）	上益城郡甲佐町大字豊内6 1 9	096-235-8711	1回目の一般不妊治療を受けた日の妻の年齢が41歳未満である	一般不妊治療を受けた日から申請日までの間、夫婦の両方が、甲佐町に住所を所有し、かつ、居住している者	https://www.town.kosa.lg.jp/q/aview/101/11127.html
32山都町	山都町役場 健康ほけん課 健康づくり係	上益城郡山都町浜町6 番地	0967-72-1295	治療の開始初日における妻（パートナー）の年齢が41歳未満である夫婦	・夫婦（又はパートナー）の両方が山都町に住所を有し、かつ住んでいること	https://www.town.kumamoto-yamato.lg.jp/kiji0032381/index.html
33氷川町	氷川町役場 町民課 保健予防係（健康センター内）	八代郡氷川町島地419番地2	0965-52-7154	治療費助成の申請日において、妻の年齢が41歳未満であること	治療費助成金の交付申請日において、夫婦の双方又は一方が町内に住所を有すること	https://www.town.hikawa.kumamoto.jp/kiji0035978/index.html
34芦北町	芦北町役場健康増進課	葦北郡芦北町大字芦北2015番地	0966-83-9674	条件なし	・夫婦の両方又は夫婦のいずれか一方が、芦北町に住所を有していること	https://www.town.ashikita.lg.jp/chosei/soshiki/kenkozoshinka/2027777
35津奈木町	津奈木町役場 ほけん福祉課	葦北郡津奈木町大字小津奈木2123番地	0966-78-5555	妻の年齢が41歳未満	夫婦のいずれかが申請を行う日の1年以上前から津奈木町に住所を有し、かつ、居住していること	https://www.town.tsunagi.lg.jp/page2394.html
36錦町	錦町役場 錦町保健センター	球磨郡錦町大字一武1502番地	0966-38-2048	治療期間の初日における妻の年齢が41歳未満であること。	法律上の婚姻関係にある夫婦で、夫婦又は夫婦のいずれか一方が錦町に住所を有する夫婦で、今後も居住予定のものとする	https://www.town.kumamoto-nishiki.lg.jp/kiji003296/index.html
37あさぎり町	あさぎり町役場健康推進課	球磨郡あさぎり町免田東1199番地	0966-45-7216	治療開始時の妻（パートナー）の年齢が43歳未満であること	治療期間中及び申請日においてあさぎり町に住所を有し、かつ、居住しており、今後も居住予定の者	https://www.town.asagiri.lg.jp/q/aview/163/18401.html
38多良木町	多良木町役場 多良木町保健センター	球磨郡多良木町大字多良木1586番地	0966-42-1100	治療開始日における妻の年齢が41歳未満であること	夫及び妻の両方又はいずれか一方が、多良木町に住所を有し、かつ、居住している者で、今後も居住予定の者	https://www.town.taragi.lg.jp/gyousei/soshiki/juminhoken/kosodate/2595.html
39湯前町	湯前町役場保健福祉課保健係	球磨郡湯前町1984番地	0966-43-4112	特になし	夫又は妻のいずれかが湯前町に住所があり今後も居住予定の夫婦	(掲載記事検討中)
40水上村	水上村役場 保健福祉課	球磨郡水上村大字岩野9 0	0966-44-0313	特になし	水上村の住民基本台帳に記載されている夫婦	https://www.vill.mizukami.lg.jp
41相良村	相良村役場 保健福祉課 保健係	球磨郡相良村大字深水2500番地1	0966-35-1032	治療開始日における妻の年齢が41歳未満であること☒	夫又は妻のいずれか一方又は両方が相良村に住所を有し、かつ、居住していること	ホームページには掲載していません
42五木村	五木村役場 保健福祉課	球磨郡五木村甲2672-7	0966-37-2214	年齢制限なし	五木村に住所を有し、現に居住する者	準備中
43山江村	山江村役場健康福祉課	球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1	0966-24-1700	年齢制限なし	夫婦又は夫婦のいずれか一方が山江村に住所を有する方	https://www.vill.yamae.lg.jp
44球磨村	球磨村役場保健福祉課 健康推進係	球磨郡球磨村大字渡丙1730番地	0966-32-1112	治療開始日における妻の年齢が4 3 歳未満であること	申請日の1年以上前から球磨村に住所があり、住んでいる人(夫婦のいずれか)	https://www.kumamura.com/gyousei/2024/08/22261/
45苓北町	苓北町役場福祉保健課	天草郡苓北町志岐6 6 0 番地	0969-35-1263	年齢に制限を設けていない	住民基本台帳法に基づく本町の住民基本台帳に登録されている者で、助成金交付申請日の1年以上前から引き続き町内に在住している夫婦	https://reihoku-kumamoto.jp/kiji0031572/index.html